

改正案

別表第3(第5条)

(単位 1リットルにつきミリグラム)

区分		項目及び許容限度		窒素	りん
		1日の平均的な排水の量			
製造業	食料品製造業	10立方メートル以上20立方メートル未満		45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満		20	2
		50立方メートル以上500立方メートル未満		15	1.5
		500立方メートル以上		10	1
	金属製品製造業	10立方メートル以上20立方メートル未満		45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満		20	2
		50立方メートル以上500立方メートル未満		15	1
		500立方メートル以上		10	0.5
	上記以外の製造業	10立方メートル以上20立方メートル未満		45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満		12	1
		50立方メートル以上500立方メートル未満		10	0.5
		500立方メートル以上		8	0.5
その他の業種等	畜産農業	10立方メートル以上20立方メートル未満		45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満		25	3
		50立方メートル以上500立方メートル未満		15	2
		500立方メートル以上		10	1
	し尿浄化槽	10立方メートル以上20立方メートル未満		45	6
		20立方メートル以上		15	2
	上記以外の事業場	10立方メートル以上20立方メートル未満		45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満		20	3
		50立方メートル以上500立方メートル未満		15	2
		500立方メートル以上		10	1

備考

- この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿浄化槽にあつては、日間平均値とする。
- この表の区分のうち、製造業及びその他の業種等の2区分に同時に属する工場又は事業場に係る排水水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。
- この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 別表第2第18項に掲げる指定施設を設置する工場又は事業場に係る排水水については、当該工場又は事業場を当該工場又は事業場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場に属するものとみなして、この表に掲げる排水基準を適用する。この場合において、当該工場又は事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。
- この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

現行

別表第3(第5条)

(単位 1リットルにつきミリグラム)

区分		項目及び許容限度		窒素	りん
		1日の平均的な排水の量			
製造業	食料品製造業	10立方メートル以上20立方メートル未満		45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満		20	2
		50立方メートル以上500立方メートル未満		15	1.5
		500立方メートル以上		10	1
	金属製品製造業	10立方メートル以上20立方メートル未満		45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満		20	2
		50立方メートル以上500立方メートル未満		15	1
		500立方メートル以上		10	0.5
	上記以外の製造業	10立方メートル以上20立方メートル未満		45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満		12	1
		50立方メートル以上500立方メートル未満		10	0.5
		500立方メートル以上		8	0.5
その他の業種等	畜産農業	10立方メートル以上20立方メートル未満		45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満		25	3
		50立方メートル以上500立方メートル未満		15	2
		500立方メートル以上		10	1
	し尿浄化槽	10立方メートル以上20立方メートル未満		45	6
		20立方メートル以上		15	2
	上記以外の事業場	10立方メートル以上20立方メートル未満		45	6
		20立方メートル以上50立方メートル未満		20	3
		50立方メートル以上500立方メートル未満		15	2
		500立方メートル以上		10	1

備考

- この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿浄化槽にあつては、日間平均値とする。
- この表の区分のうち、製造業及びその他の業種等の2区分に同時に属する工場又は事業場に係る排水水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。
- この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

